

## 第 30 号議案

加東市都市公園条例の一部を改正する条例制定の件

加東市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 3 月 1 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市都市公園条例の一部を改正する条例

加東市都市公園条例（平成 18 年加東市条例 160 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 5 項中「前各項」を「第 1 項又は前 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「前 3 項」を「第 1 項又は前 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 令第 6 条第 6 項に掲げる場合に関する法第 5 条の 9 第 1 項の規定により読み替えて適用する法第 4 条第 1 項ただし書の条例で定める範囲は、当該公募対象公園施設である建築物に限り、都市公園の敷地面積の 100 分の 10 を限度として第 1 項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

第 5 条に次の 1 項を加える。

7 令第 8 条第 1 項の条例で定める一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100 分の 50 とする。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

## 第30号議案 要旨

### 加東市都市公園条例の一部改正（要旨）

#### 1 改正理由

都市公園法（昭和31年法律第79号）及び都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

#### 2 改正内容

- (1) 公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合の一つとして、公募対象公園施設である建築物を設ける場合を定めること。（第5条関係）
- (2) 一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合を、都市公園法施行令に定める基準を参酌して100分の50と定めること。（第5条関係）

#### 3 施行期日 平成30年4月1日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(公園施設の設置基準)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として<u>前3項</u>の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</p> <p>5 令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の2を限度として<u>前各項</u>の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</p>	<p>(公園施設の設置基準)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>令第6条第6項に掲げる場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、当該公募対象公園施設である建築物に限り、当該建築物を設置する都市公園の敷地面積の100分の10を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として<u>第1項又は前3項</u>の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</p> <p>6 令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の2を限度として<u>第1項又は前4項</u>の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</p> <p>7 令第8条第1項の条例で定める一の都市公園に設ける運動施設</p>

	<p><u>の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、1</u> <u>00分の50とする。</u></p>
--	---